

第 56 回

大覚寺八楠土地地区画整理審議会

平成 19 年 9 月 21 日 (金)

午後 1 時 30 分 ~

焼津市議会庁舎 302 号室

第 56 回大覚寺八楠土地区画整理審議会 次第

1 会長挨拶

2 課長挨拶

3 報 告

事業計画第 5 回変更（案）の縦覧について - 1 -

仮換地指定変更（軽微な変更）（案）について 別冊

4 依 頼

にぎわい通りの街路樹について考える
ワークショップ参加のお願い - 11 -

5 議 事

第 1 号議案 第 56 回大覚寺八楠土地区画整理審議会の

会議資料の公開又は非公開の決定について - 13 -

1 事業計画の縦覧を行う理由

土地区画整理法第 55 条第 13 項において準用する同条第 1 項の規定により、市が事業計画を変更しようとする場合（政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）においては、市長は、政令で定めるところにより、事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

土地区画整理法施行令第 4 条第 1 項各号に、上記にかっこ書きされた政令で定める軽微な変更をしようとする場合が限定列挙されていますが、今回の計画変更はこれらに該当しない変更です。

土地区画整理法

（事業計画の決定及び変更）

第五十五条

13 第一項から第七項までの規定は、第五十二条第一項の事業計画を変更しようとする場合（政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）について、第八項の規定は、設計の概要の変更の認可をした場合について、第九項から第十一項までの規定は、同条第一項の事業計画の変更をした場合について準用する。この場合において、第七項及び第八項中「第五十二条第一項」とあるのは「第五十五条第十二項」と、第七項中「を表示する」とあるのは「についての変更を表示する」と、第九項中「を公告し」とあるのは「についての変更に係る事項を公告し」と、第十一項中「事業計画をもつて」とあるのは「事業計画の変更をもつて」と読み替えるものとする。

第五十五条 都道府県又は市町村が第五十二条第一項の事業計画を定めようとする場合においては、都道府県知事又は市町村長は、政令で定めるところにより、事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合においては、市町村長は、あらかじめ、その事業計画を都道府県知事に送付しなければならない。

土地区画整理法施行令

（縦覧手続等を省略することができる事業計画又は規準若しくは施行規程の修正又は変更）

第四条 事業計画の修正又は変更のうち法第五十五条第六項、第六十九条第五項若しくは第七十一条の三第十項又は第三十九条第二項、第五十一条の十第二項、第五十五条第十三項、第六十九条第十項（事業計画を変更しようとする場合に係る部分に限る。）若しくは第七十一条の三第十五項に規定する政令で定める軽微な修正又は変更は、次に掲げるものとする。

- 一 都市計画において定められた都市施設その他の事項で当該都市計画の変更に伴うもの
- 二 都市計画において定められた都市施設に関する都市計画事業の認可若しくは承認又はその変更に伴うもの
- 三 施行地区の変更に伴う設計の概要の変更で、施行地区から除外される区域について

の設計を廃止したにとどまると認められるもの

四 事業施行期間の修正又は変更

五 幅員四メートル以下の道路の廃止又は当該道路に代わるべき道路で幅員四メートル以下のものの新設

六 道路又は水路の起点又は終点の修正又は変更を伴わない位置の修正又は変更で、修正又は変更後の道路又は水路の中心線の当初事業計画において定めようとし、又は定めた中心線からの振れが当該道路又は水路の幅員以下のもの

七 道路の幅員の縮小で、縮小後の道路の幅員が四メートル未満とならず、かつ、当初事業計画において定めようとし、又は定めた幅員から二メートル以下を減ずることとなるもの

八 公園、広場又は緑地の区域の縮小で、縮小された区域の面積の合計が当該施設の当初事業計画において定めようとし、又は定めた面積からその十分の一を減ずることとならないもの

九 資金計画の修正又は変更

(国土交通大臣又は都道府県知事の認可を要しない設計の概要の変更)

[改正注記]

(国土交通大臣が土地区画整理事業を施行する場合における関係都道府県知事及び関係市町村長に図書を送付することを要しない施行地区又は設計の概要の変更)

2 設計の概要の変更について県知事の認可が必要とする理由

土地区画整理法第 55 条第 12 項の規定により、市が事業計画において定めた設計の概要を変更しようとする場合（政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）においては、その変更について県知事の認可を受けなければならない。

土地区画整理法施行令第 4 条第 1 項各号に、上記にかっこ書きされた政令で定める軽微な変更をしようとする場合が限定列挙されていますが、今回の計画変更はこれらに該当しない変更です。

土地区画整理法

（事業計画の決定及び変更）

第五十五条

12 都道府県又は市町村は、第五十二条第一項の事業計画において定めた設計の概要の変更をしようとする場合（政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）においては、その変更について、都道府県にあつては国土交通大臣の、市町村にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

土地区画整理法施行令

（国土交通大臣又は都道府県知事の認可を要しない設計の概要の変更）

第四条の二 法第五十五条第十二項に規定する政令で定める軽微な設計の概要の変更は、前条第一項各号（第四号及び第九号を除く。）に掲げるものとする。

第四条 事業計画の修正又は変更のうち法第五十五条第六項、第六十九条第五項若しくは第七十一条の三第十項又は第三十九条第二項、第五十一条の十第二項、第五十五条第十三項、第六十九条第十項（事業計画を変更しようとする場合に係る部分に限る。）若しくは第七十一条の三第十五項に規定する政令で定める軽微な修正又は変更は、次に掲げるものとする。

- 一 都市計画において定められた都市施設その他の事項で当該都市計画の変更に伴うもの
- 二 都市計画において定められた都市施設に関する都市計画事業の認可若しくは承認又はその変更に伴うもの
- 三 施行地区の変更に伴う設計の概要の変更で、施行地区から除外される区域についての設計を廃止したにとどまると認められるもの
- 四 事業施行期間の修正又は変更
- 五 幅員四メートル以下の道路の廃止又は当該道路に代わるべき道路で幅員四メートル以下のものの新設
- 六 道路又は水路の起点又は終点の修正又は変更を伴わない位置の修正又は変更で、修正又は変更後の道路又は水路の中心線の当初事業計画において定めようとし、又は定めた中心線からの振れが当該道路又は水路の幅員以下のもの
- 七 道路の幅員の縮小で、縮小後の道路の幅員が四メートル未満とならず、かつ、当初

事業計画において定めようとし、又は定めた幅員から二メートル以下を減ずることとなるもの

八 公園、広場又は緑地の区域の縮小で、縮小された区域の面積の合計が当該施設の当初事業計画において定めようとし、又は定めた面積からその十分の一を減ずることとならないもの

九 資金計画の修正又は変更

(国土交通大臣又は都道府県知事の認可を要しない設計の概要の変更)

大覚寺八楠区画整理ニュース 第 77 号

平成 19 年 10 月 12 日発行 焼津市都市住宅部区画整理課

〒425 - 8502 焼津市本町 2 - 16 - 32 054 - 626 - 2167 (直通)

Fax 054 - 626 - 2184

焼津市 URL : <http://www.city.yaizu.shizuoka.jp/>

E - mail : kukakuseiri@mail.city.yaizu.shizuoka.jp

事業計画第 5 回変更(案)の 縦覧を行います

大覚寺八楠土地区画整理事業の事業計画第 5 回変更(案)につきましては、去る平成 19 年 6 月 17 日(日)大村公民館にて説明会を開催いたしました。今回、下記のとおり縦覧を行います。どなたでも事業計画第 5 回変更(案)をご覧いただくことができます。

主な変更は、総事業費の 138 億円から 133 億円への減額と、事業期間終了年度の平成 20 年度から平成 23 年度への延長です。

縦覧期間 平成 19 年 10 月 18 日(木)から

平成 19 年 10 月 31 日(水)まで

(土曜日、日曜日も縦覧できます。)

縦覧時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

縦覧場所 焼津市役所本館 3 階 都市住宅部 区画整理課

利害関係者は、今回縦覧を行う事業計画第 5 回変更(案)について意見がある場合においては、縦覧期間満了日の翌日から起算して二週間を経過する日(平成 19 年 11 月 14 日(水))までに、静岡県知事に意見書を提出することができます。まちづくり交付金事業

(ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。)